

令和 2 年度

葛城広域行政事務組合一般会計・特別会計
決算並びに基金運用状況調書審査意見書

大和高田市監査委員

令和 2 年度

葛城広域行政事務組合一般会計及び特別会計決算
並びに基金運用状況調書審査意見書

大和高田市監査委員

目 次

第1. 審査の対象	3
第2. 審査の期間	3
第3. 審査の方法	3
第4. 審査の結果	3
第5. 各会計の総括	5
1. 一般会計	7
(1) 財政収支の概要	7
(2) 財政運営の概要	7
(3) 歳 入	8
(4) 歳 出	9
2. 葛城ふるさと市町村圏基金特別会計	11
3. 実質収支に関する調書	13
4. 財産に関する調書	15
む す び	16

- (注) ・文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として金額は小数点以下第1位を、数値は小数点以下第2位を四捨五入した。
- ・各表中の金額あるいは比率でマイナスのものは数字の前に△印を付した。

令和 2 年度葛城広域行政事務組合一般会計及び特別会計決算 並びに基金の運用状況審査意見

第 1. 審査の対象

令和 2 年度	葛城広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算
〃	〃 葛城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算
〃	〃 各会計歳入歳出決算事項別明細書
〃	〃 実質収支に関する調書
〃	〃 財産に関する調書

第 2. 審査の期間

令和 3 年 7 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日

第 3. 審査の方法

市長から送付された一般会計、葛城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況について、関係諸帳簿等と調査照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、必要に応じて関係職員から説明を聴取しながら審査を行った。

第 4. 審査の結果

この決算審査は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下「法」という。）第 284 条の規定に基づく一部事務組合である葛城広域行政事務組合が、令和 3 年 3 月 31 日をもって解散したことに伴い、法第 292 条の規定に基づき、法施行令第 5 条第 3 項を準用し、事務を承継した団体の長である大和高田市長から大和高田市の監査委員の審査に付されたものである。

審査に付された令和 2 年度一般会計、葛城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況等は、いずれも、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、各会計諸帳簿及び証ひょう書類と照合点検したところ、計数は正確である。また、予算の執行状況について、繰越金（全額が決算剰余金）が歳入全体の 45.9% で最も多額となっており、その処理の妥当性を欠くものと思われるが、おおむね適正妥当であると認められた。

各会計の決算額は、次表のとおりである。

令和2年度 各会計歳入歳出決算総括表

区分 会計別	予 算 現 額				歳 入				
	最 終 予 算 額		構 成 比 率		収 入 済 額		予 算 現 額 に 対 する 割 合		
	2 年 度	元 年 度	2 年 度	元 年 度	2 年 度	元 年 度	2 年 度	元 年 度	
一 般 会 計	93,142,000	103,433,000	8.5	93.1	99,615,259	140,197,019	106.9	135.5	
葛城ふるさと 市町村圏基金 特 別 会 計	1,006,169,000	7,695,000	91.5	6.9	1,006,192,030	7,980,952	100.0	103.7	
合 計	1,099,311,000	111,128,000	100	100	1,105,807,289	148,177,971	100.6	133.3	

第5. 各会計の総括

令和2年度の一般会計及び特別会計を総括すると、歳入総額 1,105,807,289 円、歳出総額 1,085,418,178 円で、差引剰余金は 20,389,111 円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源等を差し引いた実質収支は、各会計ともに黒字となっている。

なお、本年度の収支については、法施行令第5条第2項が準用されることにより、組合解散の日である令和3年3月31日をもって打ち切られた決算となる。

歳 出				歳 入 歳 出 差 引 剰 余 金 (Δ 不 足)	
支 出 済 額		予算現額に 対する割合			
2年度	元年度	2年度	元年度	2年 度	元 年 度
79,818,178	94,446,707	85.7	91.3	19,797,081	45,750,312
1,005,600,000	7,633,000	99.9	99.2	592,030	347,952
1,085,418,178	102,079,707	98.7	91.9	20,389,111	46,098,264

1. 一般会計

1. 財政収支の概要

一般会計における決算額は、歳入総額 99,615 千円で、歳出総額 79,818 千円を差し引いて 19,797 千円の黒字となり、翌年度へ繰越すべき財源等を差し引いた実質収支においても 19,797 千円の黒字である。

なお、単年度収支は 25,953 千円の赤字となっている。

平成 28 年度以降 5 か年間の財政収支の推移は、次のとおりである。

一般会計収支の年度別状況表

(単位=千円)

年度区分	2	元	30	29	28
歳入総額	99,615	140,197	135,798	133,453	116,986
歳出総額	79,818	94,447	91,122	97,538	87,267
差引額	19,797	45,750	44,676	35,915	29,719
翌年度へ繰越財源					
実質収支	19,797	45,750	44,676	35,915	29,719
単年度収支	△25,953	1,074	8,761	6,196	9,557

2. 財政運営の概要

本年度における財政運営は、単年度収支では赤字となっており、実質収支では、黒字決算となっている。

収支の内容において歳入面では、対前年度比較で 40,582 千円の減となっている。

これは、奈良県市町村総合事務組合の脱退精算金として諸収入に 5,325 千円の臨時的収入があったものの、分担金及び負担金が 7,050 千円、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により診療収入が 39,917 千円の減収となったことが、主な要因となっている。

一方、歳出面では、対前年度比較で 14,629 千円の減となっている。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により衛生費が 12,349 千円減少したことが、主な原因と考えられる。

3. 歳 入

本年度における一般会計歳入決算額は 99,615,259 円で、予算現額 93,142,000 円に対して 106.9%、調定額に対して 100.0%の執行率であり、収入未済額は 0 円となる。

歳入の主なものとしては、繰越金が 45,750,312 円（構成比率 45.9%）、分担金及び負担金が 38,700,000 円（構成比率 38.8%）となり大部分を占めている。組合構成団体の分担金内訳については、総務費分担金 15,700,000 円のほか、休日診療所分担金 23,000,000 円である。

また、葛城地区休日診療所の診療収入 9,829,065 円については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の受診者数減少により、前年度の 49,746,489 円と比較して、39,917,424 円（80.2%）の減となっている。

なお、款別の歳入の収納状況は、次のとおりである。

令和 2 年度 一般会計歳入一覧表

(単位=円・%)

区 分 科 目 (款)	予 算 現 額		調 定 額		収 入 済 額				不納 欠損額	収入 未済額	予 算 現 額 に 対する収入済 額の増減	令和元年度 収入済額
	金 額	構 成 比 率	金 額	予 算 現 額 対 する 割 合	金 額	構 成 比 率	予 算 現 額 対 する 割 合	調 定 額 対 する 割 合				
1 分 担 金 及 び 負 担 金	38,700,000	41.6	38,700,000	100.0	38,700,000	38.8	100.0	100.0	0	0	0	45,750,000
2 診 療 収 入	11,686,000	12.5	9,829,065	84.1	9,829,065	9.9	84.1	100.0	0	0	Δ1,856,935	49,746,489
3 繰 越 金	42,735,000	45.9	45,750,312	107.1	45,750,312	45.9	107.1	100.0	0	0	3,015,312	44,676,940
4 諸 収 入	21,000	0.0	5,335,882	25409.0	5,335,882	5.4	25409.0	100.0	0	0	5,314,882	23,590
合 計	93,142,000	100	99,615,259	106.9	99,615,259	100	106.9	100	0	0	6,473,259	140,197,019

4. 歳 出

本年度における一般会計歳出決算額は 79,818,178 円で、予算現額 93,142,000 円に対して 85.7%の執行率となっている。なお、不用額は 13,323,822 円で予算現額の 14.3%となっている。

支出済額は前年度と比較して 14,628,529 円 (15.5%) の減となっている。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う受診控えにより医薬品衛生材料費等の支出が抑えられたことが主な要因と考えられる。

歳出の主なものとしては、葛城地区休日診療所の運営費である衛生費が全体の 84.0%を占めており、次いで、組合の全般的な事務費である総務費が 14.2%となる。

また、歳出の款別一覧表は次のとおりである。

令和2年度 一般会計歳出一覧表

(単位=円・%)

区分 科目 (款)	予 算 現 額		支 出 済 額			翌 年 度 繰 越 額		不 用 額		令和元年度 支出済額
	金 額	構成 比率	金 額	構成 比率	予算現額に 対する割合 (執行率)	金 額	予算現額に 対する割合	金 額	予算現額に 対する割合	金 額
1. 議 会 費	485,000	0.5	158,426	0.2	32.7	0	—	326,574	67.3	384,470
2. 総 務 費	16,903,000	18.1	11,345,589	14.2	67.1	0	—	5,557,411	32.9	12,900,842
3. 衛 生 費	73,887,000	79.4	66,998,709	84.0	90.7	0	—	6,888,291	9.3	79,348,095
4. 公 債 費	1,317,000	1.4	1,315,454	1.6	99.9	0	—	1,546	0.1	1,813,300
5. 予 備 費	550,000	0.6	0	—	—	0	—	550,000	100.0	0
合 計	93,142,000	100	79,818,178	100	85.7	0	—	13,323,822	14.3	94,446,707

2. 葛城ふるさと市町村圏基金特別会計

葛城ふるさと市町村圏基金特別会計における決算額は、歳入総額 1,006,192,030 円で、歳出総額 1,005,600,000 円を差し引いて 592,030 円の黒字となり、翌年度へ繰越すべき財源等を差し引いた実質収支においても 592,030 円の黒字である。

なお、単年度収支は 244,078 円の赤字となっている。

平成 28 年度以降 5 か年間の財政収支の推移は、次のとおりである。

葛城ふるさと市町村圏基金特別会計収支の年度別状況表

(単位=千円)

年度 区分	2	元	30	29	28
歳入総額	1,006,192	7,981	7,557	7,533	8,328
歳出総額	1,005,600	7,633	6,899	6,664	7,472
差引額	592	348	658	869	856
翌年度へ繰越 財源					
実質収支	592	348	658	869	856
単年度収支	244	△310	△211	13	△337

(歳入)

収入済額は 1,006,192,030 円で、予算現額 1,006,169,000 円に対して 100.0%、調定額に対して 100.0% の執行率であり、収入未済額は 0 円となる。

歳入の主なものとしては、組合解散に伴う基金取り崩しによる繰入金が 1,000,000,000 円（構成比率 99.4%）、組合構成団体の分担金及び負担金が 5,000,000 円（構成比率 0.5%）となっている。

(歳出)

支出済額は 1,005,600,000 円で、予算現額 1,006,169,000 円に対して 99.9%の執行率である。科目については、振興費 1,005,600,000 円（構成比率 100.0%）のみの支出となっている。主な支出内容としては、組合解散に伴う県補助金の返還金及び各構成団体出資金の償還金 1,000,000,000 円、広域行政圏域の振興整備及び共同事業に対する負担金補助及び交付金が 5,600,000 円となっている。

令和 2 年度 葛城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入一覧表

(単位=円・%)

区分 科目 (款)	予算現額		調定額		収入済額				不納 欠損額	収入 未済額	予算現額に 対する収入済 額の増減	令和元年度 収入済額
	金額	構成 比率	金額	予算現 額に 対する 割合	金額	構成 比率	予算現 額に 対する 割合	調定額 に 対する 割合	金額	金額	金額	金額
1 分担金 及び 負担金	5,000,000	0.5	5,000,000	100.0	5,000,000	0.5	100.0	100.0	0	0	0	5,000,000
2 財産収入	880,000	0.1	843,835	95.9	843,835	0.1	95.9	100.0	0	0	△36,165	990,000
3 繰越金	287,000	0.0	347,952	121.2	347,952	0.0	121.2	100.0	0	0	60,952	657,702
4 諸収入	2,000	0.0	243	12.2	243	0.0	12.2	100.0	0	0	△1,757	250
5 繰入金	1,000,000,000	99.4	1,000,000,000	100.0	1,000,000,000	99.4	100.0	100.0	0	0	0	1,333,000
合計	1,006,169,000	100	1,006,192,030	100	1,006,192,030	100	100	100	0	0	23,030	7,980,952

令和2年度 葛城ふるさと市町村圏基金特別会計歳出一覧表

(単位=円・%)

区分 科目 (款)	予算現額		支出済額			翌年度繰越額		不用額		令和元年度 支出済額
	金額	構成 比率	金額	構成 比率	予算現額に 対する割合 (執行率)	金額	予算現額に 対する割合	金額	予算現額に 対する割合	金額
1. 振興費	1,006,100,000	100.0	1,005,600,000	100.0	100.0	0	—	500,000	0.0	7,633,000
2. 予備費	69,000	0.0	0	0.0	—	0	—	69,000	100.0	0
合計	1,006,169,000	100	1,005,600,000	100	99.9	0	—	569,000	0.1	7,633,000

3. 実質収支に関する調書

予算執行における各会計の最終結果を政令にもとづき決算とともに調製された実質収支に関する調書は、次表のとおりであって、その収支計算過程は各会計とも正確であることを認めた。

実質収支に関する調書

(単位=円)

区分 会計別	歳入 (ア)	歳出 (イ)	形式収支 (ア) - (イ) = (ウ)	翌年度へ繰越 すべき財源 (エ)	実質収支 (ウ) - (エ)
一般会計	99,615,259	79,818,178	19,797,081	0	19,797,081
葛城ふるさと 市町村圏基金 特別会計	1,006,192,030	1,005,600,000	592,030	0	592,030
総計	1,105,807,289	1,085,418,178	20,389,111	0	20,389,111

4. 財産に関する調書

決算とともに調整された財産に関する調書について、財産台帳、関係諸帳簿と照合し審査したところ、いずれも正確であることを認めた。

(1) 公有財産

- ・行政財産 建物 292.53 m²

大和高田市保健センター併設の葛城地区休日診療所建物であり、本年度中の増減は無し。なお、葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産の処分に関する協議書に基づき、大和高田市に引き継がれた。

(2) 物 品

乗用車 1 台であり、本年度中の増減は無し。なお、葛城広域行政事務組合の解散に関する協議書に基づき、大和高田市に引き継がれた。

(3) 基 金

- ・葛城ふるさと市町村圏基金

広域行政圏振興事業を実施するための果実運用型基金であるが、組合解散に伴い、基金全額 1,000,000 千円を取り崩し、財産処分を行ったため、年度末現在高は 0 円である。

= む す び =

以上が、令和 2 年度の葛城広域行政事務組合の一般会計及び特別会計並びに基金運用状況等の決算審査の概要である。

組合の沿革については、平成 4 年 3 月 1 日に「葛城広域市町村圏協議会」及び「葛城地区休日診療所事務組合」を発展的解消させる形により複合事務組合として設立され、葛城地域の発展と活性化を目指したふるさと市町村圏事業の推進及び圏域の休日診療を担ってきた。

これまでの約 29 年間、構成市町の協力・連携のもと、圏域にまたがる事業を行ってきたが、当組合は設立当初の目的及び役割を概ね果たしたとの構成団体間の協議の結果、法第 288 条規定の解散の手続を経た上で、令和 3 年 3 月 31 日に解散となった。

一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入総額 1,105,807,289 円、歳出総額 1,085,418,178 円となり、収支残高 20,389,111 円は、組合の構成団体の協議書に基づき、事務の承継団体である大和高田市に引き継がれており、令和 3 年 4 月 1 日付で大和高田市一般会計の雑入として調定されている。さらに、大和高田市は、組合の承継事務である未収入及び未支払処理を行った上で残金を、各構成団体への分配金及び大和高田市休日診療所基金への積立金に分けて予算執行することとなっている。

なお、組合は解散となったが、休日診療所事業については、従来と同様のサービスを提供するため、同施設にて大和高田市が休日診療所を令和 3 年 4 月 1 日に開設し、法第 252 条の 14 規定の「事務の委託」の共同処理方式にて引き続き事業を行っている。

今後とも、休日診療所事業について地域住民が安心して医療を受けることができる体制確保に努めるとともに、経営の効率化及び効果的な財政運営に取り組まれない。